

令和2年11月30日
中 小 企 業 庁

一般社団法人全国信用保証協会連合会

中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について

貴連合会におかれましては、日頃より、中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい配慮を行っていることと承知してはいますが、年末の金融繁忙期が控えていること、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、下記の点に努めることを各信用保証協会に周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 年末における中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について、他の金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の保証条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性を十分に踏まえた判断を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などにより、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、事業者への親身な対応、適時適切な保証・担保徴求の弾力化、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな借入の据置期間が満了する場合も含めた返済猶予等の既往債務の条件変更について、引き続き個別企業の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。
- (3) 東日本大震災や令和2年7月豪雨及びその他各地域における大雨や台風等の被災事業者からの相談には、東日本大震災復興緊急保証やセーフティネット保証4号等を活用しつつ、引き続き丁寧に対応すること。
- (4) 信用保証先の中小企業・小規模事業者に対し、金融面からの支援に留まらず、

コンサルティング機能を十分に発揮し、モニタリング等状況把握や経営支援、財務アドバイスにより一層積極的に取り組んでいくこと。

その際、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業、中小企業再生支援協議会等の施策の効果的な活用や経営サポート会議等の実施を通じて、中小企業・小規模事業者の真の意味での経営改善や事業再生等を徹底的に支援していくこと。

- (5) 中小企業・小規模事業者に対する保証に当たっては、個人保証や担保等に必要以上に依存することなく、借り手の事業内容に対して目利きを發揮して対応を行うこと。特に、「経営者保証に関するガイドライン」について、民間金融機関に率先して積極的に活用し、個人保証に依存しない信用保証や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理への対応を促進することで、創業や中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開、円滑な事業承継及び早期の事業再生などを後押ししていくこと。